

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金募集要領

恵庭市は、山口県和木町及び静岡県藤枝市（以下「国内姉妹都市等」という。）との交流を行う市民団体等に対し、その交流事業の経費の一部を助成します。

応募される場合は、募集要領及び「恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金交付要綱」に基づき必要書類を提出してください。

1. 対象となる団体

- 産業・経済、教育・文化・スポーツ、地域福祉、地域づくりの各分野における団体又は市民活動団体であること
- 恵庭市内を活動の拠点としていること
- 団体を組織する構成員が2名以上であること
- 規約、会則、定款又はその他これに類するものがあり、予算及び決算等の事務が適正に行われ、又は行われる見込みがあること
- 法令及び条例等に違反する活動及び公序良俗に反する活動並びに宗教活動又は政治活動をしていないこと

2. 対象となる事業

- 産業・経済、教育・文化・スポーツ、地域福祉、地域づくり、その他の交流を通して、多くの市民が交流できる事業であること
- もっぱら営利を目的としないものであること。
- 受入事業にあっては、相手の人数が2名以上であって、必ず恵庭市内での交流（機会）を含むものであること
- 補助金の交付を受けようとする年度において、他から補助金等の交付を受けていないこと。

3. 申請受付

事業の実施時期の応じ、下記の期間に恵庭市総務部総務課へ書類を添えて提出してください。

申請受付期間	必要書類
4月1日～12月28日	<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 団体概要 <input type="checkbox"/> 構成員（参加者）の名簿 <input type="checkbox"/> その他必要な書類

4. 交流事業の区分、補助対象経費及び補助額など

区分	補助対象経費	補助額	同一団体への補助金交付回数
《訪問事業》 山口県和木町、静岡県藤枝市に旅行して行く、同市内にある市民団体等との交流事業	(1)報償費 (2)旅費 (3)需用費 (食糧費は除く。) (4)役務費 (5)使用料及び賃借料	対象経費の3分の1以内 (上限) 市民1人につき2万円 1団体につき40万円	同一年度内1回 ただし、訪問及び受け入れの相互交流事業を行う場合にあっては、同一年度内で各1回(計2回)を限度とする。
《受入事業》 山口県和木町、静岡県藤枝市の市民団体等が恵庭市に來訪して実施する交流事業	(1)報償費 (2)需用費 (食糧費は除く。) (3)役務費 (4)使用料及び賃借料	対象経費の3分の1以内 (上限) 1団体につき10万円	

なお、訪問事業に係る旅費に関し、早期に航空券等を申し込む必要が生じた場合、補助要綱第4条ただし書き「市長が特に認める場合」とし、交付申請前であっても当該旅費を対象経費に含めることとする。

5. 書類審査

申請団体に関する審査や交流事業の内容等について審査し、補助金額の総額が予算の範囲内で補助対象事業を選定します。

審査項目(次の3項目を重点項目とし審査します)

- (1) 市民や民間等の積極的な参加(促進)が期待できる
- (2) まちの特徴や地域資源を活かした事業となっている
- (3) 次世代を担う子ども達の交流(促進)が期待できる

6. 募集及び事務の流れ

申請書を作成し、恵庭市総務部総務課へ提出し、交付決定通知後、事業を実施し、事業完了後30日以内又は翌年度4月9日までに実績報告

7. Q&A

恵庭市姉妹都市等交流促進事業費補助金の活用について。以下に主な想定事例をQ&Aとして取りまとめましたので、活用の参考としてください。

また、これ以外については総務部総務課へ問合せください。

Q1. 補助対象となる交流事業はどのようなものですか。

A1. 恵庭市内で活動している団体等が、産業、文化、スポーツその他それぞれの活動領域での交流のうち、市民交流や、まちの特徴や地域資源活用、子どもの交流などが促進されるものが対象となります。

Q2. 補助金交付となる交流事業の期待される成果や効果はどのようなものですか。

A2. 補助金の目的は市民団体等の主体的な交流促進となっています。訪問や受入の交流事業の目的としては、恵庭市のPR、経済活動の活性化、市民交流の拡大などがあります。これらの効果はすぐに表れるものや時間が掛かるものもありますが、市では実績報告の内容等を市広報誌やホームページで広くお知らせすることで、広く市民へ周知していく予定です。

Q3. スポーツ少年団等が姉妹都市等を訪問し大会に参加する場合。また先方のチームが恵庭市を訪問し交流試合を行う場合

A3. 大会参加のために姉妹都市を訪問する場合は訪問事業として上限40万円、恵庭市での交流試合は受入事業として上限10万円とし、それぞれ対象となります。なお、参加する大会が姉妹都市以外のものであっても、市民団体等との交流機会が含まれていれば、交流事業として対象となります。

Q4. 複数の事業所等が加入する商店会や協議会等が、地域振興を目的として姉妹都市等を訪問し、打合せや話し合いなどを行う場合

A4. 一つの事業所の利益ではなく、視察の目的が地域振興であることが明確にできるものは訪問事業の対象となります。

Q5. 企業等が単独で販路拡大など、商取引のために姉妹都市に出張する場合

A5. 交流事業の目的が専ら営利を目的とするものであれば、訪問事業の対象とはなりません。

ただし、事業の目的が姉妹都市交流や地域振興であることが明確な場合は対象となります。例えばお互いの特産品を使用した新商品の開発などのための訪問や受入は対象となります。

Q6. 一つの企業等が姉妹都市等を訪問し、物産展等への出展又はその打合せを行う場合

A6. 訪問の目的が営利のみであれば、対象とはなりません。
ただし、事業の目的が、姉妹都市交流や地域振興であることが明確な訪問事業の対象となります。物産展等については、市又は市を含む実行委員会が主催するものに限定させていただきます。

Q7. 姉妹都市等の事業所等2名が、恵庭市主催のイベント参加のために来惠したときに、本市の市民団体等との交流を行う場合

A7. この制度は、市民団体等の主体的な交流を目指し多くの市民等が参加できる交流機会を創出しようとするものです。訪問又は受入の人数が2人以上の場合の交流事業は受入事業の対象となります（1人の場合は対象となりません）。

Q8. 町内会の役員が姉妹都市等に旅行し、周辺地域を含む観光を行う場合

A8. 先方の市民団体等との交流事業（機会）がなく旅行の目的が観光のみであれば交流事業とならず対象となりません。

Q9. 友人5人で姉妹都市等を訪問し、旧知の友人が所属する市民団体が主催するイベントに参加する場合

A9. 団体の規約や会則等がなければ対象とはなりません。また、先方の市民団体が主催するイベント参加は交流事業の対象となります。事業実施後には市へ実績報告することとなっており、交流事業については広報誌やホームページで広くお知らせする予定です。

Q10. 文化団体等が姉妹都市等で開催されるイベントへ作品等を出展する場合

A10. 訪問及び受入については、基本的に市民等の移動を伴うものを想定していますが、芸術作品の出展のみでも文化交流の目的に合うものとして対象となります。

Q11. 交付申請に必要な事業計画書及び収支予算書はどのようなものですか。

A11. 姉妹都市等交流促進事業は個人ではなく団体同士の交流を基本としていますが、申請時に必要な事業計画及び収支予算書は、当該交流事業に限定した事業計画及び収支予算とします。

Q 1 2. 5人で姉妹都市等を訪問し、市民団体等との交流を実施しました。事業費は航空賃と宿泊費合わせて27万円（一人当たり5万4千円）でした。補助金は何円交付されますか。

A 1 2. 補助金額は次のうち、最も少ない額となります。

(1) 事業費の3分の1

事業費 27万円 \times 1/3 = 9万円

(2) 市民1人につき2万円

市民1人 2万円 \times 5人 = 10万円

(3) 1団体につき40万円

1団体 40万円 = 40万円

(1)から(3)のうち最も少ない9万円が補助金として交付されます。

※市民一人当たり経費が6万円超の場合は(2)が最も少ない額となります。